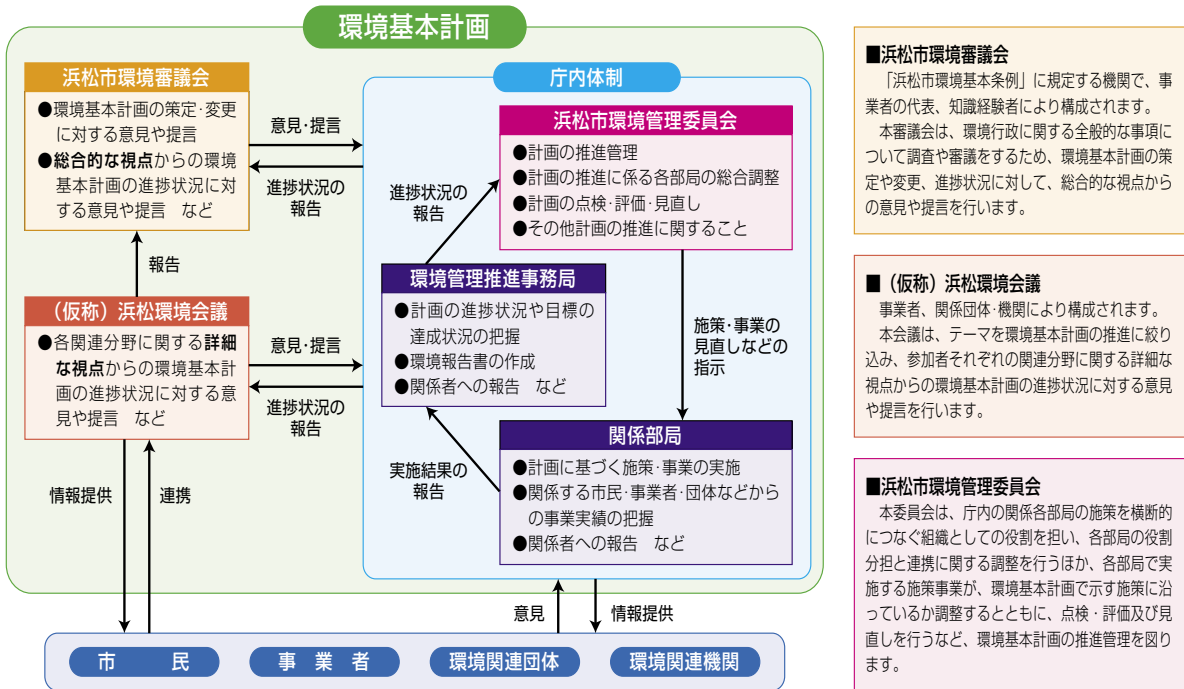


6 計画の推進

◆ 市・市民・事業者による推進体制

環境基本計画に示された施策を着実に推進するため、次のような推進体制を確立します。市、市民、事業者、環境関係団体・機関などそれぞれが、持続可能な社会を構築するという視点に立って、それぞれの立場や地域で主体的に環境活動に取り組めるよう、相互の協力体制の確立を目指します。



◆ 計画の進行管理

この推進体制に沿って、環境基本計画に示された施策を着実に推進していくため、「ISO14001(*) 環境マネジメントシステム(*)」を本計画の進行管理システムとして位置づけ、PDCA サイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

